

ソマール株式会社 貸し会議室利用約款

【適用範囲】

本利用約款は、ソマール株式会社（以下、当社という）が運営する丸正ビル 4F の貸し会議室（以下、会議室という）の利用について定めたものであり、会議室の利用を希望する者及び会議室の利用者（以下、利用者という）に適用されます。

【会議室の利用可能日時】

1. 会議室の利用可能時間は、月曜日から金曜日は9：00～22：00、土曜日・日曜日・祝祭日は9：00～21：00までとし、当該利用可能時間には、準備・後片付けに要する時間を含みます。ただし、当社が特別に時間外利用を許可した場合はこの限りではありません。

【申込み】

1. 会議室の利用申込の受付期間は、利用希望日の7日前までとします。なお、会議室空き状況の確認については、電話またはEメールにてお受け致します。
2. 会議室の最低貸し出し時間は、月曜日～金曜日は2時間以上、土曜、日曜、祝祭日は4時間以上となります。なお、当該時間を超えた部分は、30分単位での貸し出しとなります。
3. 利用申込については、当社所定の申込み用紙に必要事項を記載の上、当社宛に利用の申込みを行い、当該申込みを当社が承諾した場合（承諾の通知については、Eメール添付又はFAXで行います）、会議室の利用に関する契約（以下、利用契約という）は成立するものとします。
4. 前項に基づき、利用契約が成立した場合、利用者は当社所定の会議室利用料金表に基づく利用料金を当社指定日までに当社指定口座に振り込んでください（振込手数料はお客様負担とさせていただきます）。
5. 成立した利用契約については、利用時間、会場等の契約変更はお断りさせていただきます。ただし、当社が特別に変更等を許可した場合はこの限りではありません。
6. 利用者が、利用契約に規定された利用時間を超えて会議室利用の継続を申し入れた場合、当社は、その申し出がなされた時点で新たな会議室の利用の申し込みがあったものとして、第3項及び第4項に準じて処理させていただきます。
7. 当社の都合又は当社の責めに帰すべき事由により、会議室を利用できない場合、当社が成立した利用契約の契約者（以下、契約者という）に対して負担する責任は当社の利用契約債務不履行に直接由来して発生した契約者の損害に限られ、当社の予見の有無にかかわらず、間接損害、逸失利益、拡大損害、紛争解決費用等については、当社は損害賠償責任を負担しません。また、当社の責めに帰すべき事由により、利用契約

に基づいて当社が契約者に対して負担する損害賠償義務の上限は、料金相当額とします。

8. 会議室に付帯する備品・什器等はすべて無償で利用できますが、何らかのトラブルで利用ができなかった場合でもその責任は一切負いません。

【利用契約のキャンセル】

利用者が、成立した利用契約を変更する場合、以下のキャンセル料を当社に支払うものとします。但し、当社が変更は軽微であると認めた場合はこの限りではありません。

- ① ご利用日の30日～6日前までにお取消し、又はご変更のお申し出があった場合は、ご利用料金の25%を頂戴いたします。
- ② ご利用日の5日～1日前までにお取消し、又はご変更のお申し出があった場合は、ご利用料金の50%を頂戴いたします。
- ③ ご利用日当日にお取消し、又はご変更のお申し出があった場合は、ご利用料金の全額を頂戴いたします。

【不可抗力等】

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分等の不可抗力（以下、不可抗力という）によって利用契約の履行不能が生じ、会議室を利用できない場合、もしくは不可抗力等により停電等が生じ、会議室の利用に不都合があった場合、当社はその責任を負いません。

【当社の契約解除権】

当社は、次に掲げる場合においては、成立した利用契約（契約者が同一のその他契約を含む）を解除することができ、全ての事項から免責されるものとします。

- ① 利用者が会議室利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがある、または実際にしたと認められるとき
- ② 申込み用紙に虚偽の記載をしたとき
- ③ 利用者が伝染病者であると明らかに認められるとき
- ④ 会議室の利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ⑤ 天災等不可抗力に起因する事由により会議室を利用させることができないとき
- ⑥ 本利用約款に定める事項に一つでも違反したとき

【利用上の許可事項】

利用者は、下記事項を行う場合は事前に当社の許可を得た上で行ってください。

- ① 会議室に付帯する備品・什器等を利用する場合（付帯備品・什器等については、当社の備品・什器一覧表をご参照ください。）
- ② 会議室に付帯する備品・什器等以外の備品・什器等を会議室に持ち込み、使用する場合。
- ③ 看板等を設置して広告・告知等を行う場合。なお、当社に無断で設置された看板等は、撤去致します。
- ④ 会議室内（当社内も含む）で撮影・録画等を行う場合

【利用上の遵守事項】

利用者は、下記の事項を遵守の上、会議室を利用してください。なお、下記の事項に違反する行為があった場合、当社は利用契約を解除し、利用を停止させることができます。

- ① 看板等の設置に関する関係諸官庁（警察署、消防署、保健所等）の許可については、利用者が必要な諸手続きを済ませてください。
- ② 会議室内（当社内も含む）は火気厳禁とします。
- ③ 会議室への飲食物の持ち込みについては当社の事前の許可を取ってください。
- ④ 広告チラシ等に当社名を使用することは禁止します。
- ⑤ 宗教、思想、政治、コンサート、展示会、販売等の目的での会議室を利用することは禁止します。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体の構成員である場合、利用はできないものとします。
- ⑦ 会議室内、廊下等、ビル内は全館禁煙とします。喫煙事実を発見した場合は以降の一切のご利用をお断りいたします。また、その際に発生する損失に関しまして当社は一切責任を負いません。
- ⑧ 会議室以外の他フロアへの立入りは固くお断りいたします。なお、会議室フロアの給湯室への立入りも禁止します。
- ⑨ 会議室内で大声を出す等の騒音行為は禁止します。
- ⑩ ペット等の動物の持ち込みは禁止します。ただし、身体障害者補助犬法第2条第1項に定める身体障害者補助犬は除くものとします。
- ⑪ 会議室の利用権の譲渡、転貸は、不可とします。
- ⑫ 会議室に付帯する備品・什器等は丁寧に取扱い、万一破損等した場合、弁償していただきます。
- ⑬ 利用後の会議室については、利用前の原状に回復していただいた上で、お帰りください。

⑭ その他、当社が特に指示した事項について、遵守してください。

【特記事項】

本利用約款は、当社の都合により変更されることがございます。

以 上

平成 21 年 12 月 18 日 制定・発効

平成 28 年 5 月 24 日 改定